



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

2006年12月19日

ワシントン情報 (2006 / No.077)

SECによるSOX法関連規則一部緩和の動き

証券取引委員会（SEC）は13日、2002年企業改革法（Sarbanes-Oxley法、以下SOX法）第404項で定められた決算報告作成のための企業内部統制強化に関して、関連規則の適用を一部緩和する内容の指針案を全員一致で採択した。SECによる指針採択はSOX法関連規則の修正・緩和に向けた動きの一環で、これにより最も問題視されていた同法第404項の適用がある程度緩和される。

【SOX法第404項における内部統制】

SOX法は2001年末から相次いで発覚したエンロン事件やワールドコム事件などの企業会計スキャンダルの再発を防止することを目的に制定された。企業会計における不正行為を防止するために、監査の独立性強化、コーポレート・ガバナンスの改革、ディスクロージャーの強化など、企業会計・財務諸表の信頼性確保を目的とした厳しい規定が盛り込まれた。

その中でも最も厳しいとされた規定は、第404項の内部統制に関する規定である。SECが2003年6月に発表した規則は、経営者が企業の財務報告作成に関する内部統制プロセスを文書化し、そのプロセスをテストするために外部監査を受けることを義務付けた。（監査を行った監査法人は、財務報告に関する内部統制の有効性に関して認証報告書を当局に提出。）また企業は規制当局に対して毎年、「内部統制の経営者報告書」を提出することを義務付けられた。同報告書は以下の内容を含むことが求められる。

- ① 会社の財務報告について、適切な内部統制および手続きを構築・維持するための経営者の責任の明記
- ② 財務報告に関する内部統制の有効性の評価を実施するために経営者が使用したフレームワークの特定
- ③ 会社の直近の決算日で、財務報告に関する内部統制の有効性に関する経営者の評価
- ④ 会社の財務報告に関する内部統制及び手続きに関する経営者の評価を、年次報告書の財務諸表を監査した監査法人が認証していることの記述

②に関しては、経営者が財務報告に関する内部統制に、特定した「重大な欠陥」がある場合にはそれを開示する義務があり、さらに一つ以上の内部統制の重大な欠陥がある場合は、経営者は内部統制が機能していると結論してはならないと規定。また監査基準草案では、経営



者が、内部統制に欠陥を発見した場合は、速やかに会社の監査委員会へ書面をもって内部統制の欠陥の内容を報告することを義務付けている。

【指針案発表に至るまでの経緯】

SOX 法第 404 項は内部統制の手続きと経営者の責任を巡って厳しい規定を含み、一連の企業会計スキャンダルの衝撃から月日が経つに連れて、次第に同法がもたらす多大な負担が問題視されるようになった。そうした事情を受け、SEC は 13 日、SOX 法第 404 項に関連した、財務報告に関わる内部統制強化関連規則に関して、規則の適用を一部緩和する内容の指針案を全員一致で採択した。

今回の規制緩和の背景には、従来規則が企業が行うべき内部統制プロセスの評価を巡り、その方法などについて特に触れていなかったため混乱が生じ、報告作成の企業側のコスト・手間が大きくなったことがある。これまで企業経営者は、財務報告作成に関わる内部統制プロセスを評価するに際し、上場企業会計監視委員会（PCAOB）の発表した監査基準に頼ってきた。同指針は経営幹部に内部統制強化に向けてのステップを明確化することにより、その効率化、低コスト化を図ることを目的とする。また内部統制プロセスの評価方法を巡っては、企業は同指針に沿って評価を行う選択肢と、独自の評価方法を用いる 2 つの選択肢が与えられ、内部統制プロセス評価に掛かる煩雑な手続きを簡素化することを狙っている。

【指針概要】

指針の本文テキストはまだ発表されていないが、SEC が発表したプレスリリース¹によると、同指針は以下の 2 つの原則に基づいたリスクベースのアプローチとなっている。

- ① 経営陣は内部統制プロセスを評価するに際し、「財務報告に重大な欠陥が含まれるのを早急に防止、発見できない可能性が十分にあるかどうか」に重点を置くべきである。
- ② 経営陣は内部統制の実施に際し、それぞれの運営方法のリスク評価に基づいて情報収集、分析を行うべきである。

同指針はその上で、4 つの分野に焦点を当て、内部統制プロセス構築の指針としている。

- ① 財務報告とそれに関する内部統制におけるリスクの特定
- ② 内部統制の実施効果に関する経営陣の評価
- ③ 経営陣の評価の報告
- ④ 文書化

同指針の原文は近く SEC のウェブサイトで開催される見通しである。

【SOX 法第 404 項関連規則コンプライアンス期限と今後の見通し】

SOX 法第 404 項関連規則は株価総額 75 百万ドル以上の米国大企業については 2004 年 11 月 15 日以降終了する会計年度から適用されている。これから適用が始まる中小企業、外国企業に関しては、コンプライアンスにかかるコストと手間が大きいとして、適用延期を求める声

¹ 12 月 13 日発表の SEC プレスリリース参照。

<http://www.sec.gov/news/press/2006/2006-206.htm>



が強まっていた。SECは15日、中小企業と新規上場企業に対する同規則適用を延期したが、外国企業に対しては今回そのような緩和措置は発表されていない。表1は15日時点で発表された同規則の適用時期をまとめたものである²。

同指針はこの先2カ月のコメント期間を経て、最終承認される見通し。またSECと同様に上場企業会計監視委員会（PCAOB）は明日にも、監査基準の緩和を目的とした措置を決定する見込みである。

(表1) SOX法第404項関連規則コンプライアンス期限

	規模	経営者報告書	監査法人認証書
米国企業	大企業 (時価総額\$75百万以上)	既に適用	既に適用
	中小企業 (時価総額\$75百万未満)	2007年12月15日以降終了する会計年度	2008年12月15日以降終了する会計年度
外国企業	大企業 (時価総額\$700百万以上)	2006年7月15日以降終了する会計年度	2006年7月15日以降終了する会計年度
	中規模 (時価総額\$75百万以上 \$700百万未満)	2006年7月15日以降終了する会計年度	2007年7月15日以降終了する会計年度
	小規模 (時価総額\$75百万未満)	2007年12月15日以降終了する会計年度	2007年12月15日以降終了する会計年度
新規上場企業(米国及び外国)		2度目の年次報告	2度目の年次報告

(担当：松村詩子)

(e-mail address : umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。

² 12月15日発表のSECプレスリリース参照。

<http://www.sec.gov/news/press/2006/2006-210.htm>

Washington D.C. Representative Office